

横浜市身体障害者奨学生の出願手続きについて（学校用資料）

1 横浜市身体障害者奨学生出願手続きの流れ

(1) 志願者本人から学校へ書類の提出

志願者本人から3ページの「必要書類一覧」にある書類（②推薦調書を除く）を受け取ってください。

(2) 「②推薦調書」の作成

下記「2 推薦調書の作成上の注意」及び9ページの記載例を参照して作成してください。

(3) 書類の送付

必要書類が揃っていることを確認し、締切日までに下記あてご提出をお願いいたします。（郵送可）

【締切日】令和4年5月9日（月）（当日消印有効）

【書類提出先・問合せ先】

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

TEL 045-671-4278 FAX 045-663-2304

※申請者が直接提出するのではなく、必ず学校で取りまとめて提出してください。
※選考結果は7月（予定）に各学校及び志願者本人に通知します。

2 推薦調書の作成上の注意

(1) 在学生の場合（新入生ではない場合）

ア 学業成績について

学業成績の審査基準は、前年度の全履修科目（体育及び保健体育を除く。）の評価平均が、3.00以上です。

前年度の各履修科目の成績及び全履修科目の成績平均を記入してください（※科目が多く欄が足りない場合は、教科欄に「別紙のとおり」と記入し、別途学校所定の成績証明書を添付することも可能です。その場合、各履修科目の成績記入は不要ですが、「教科評価平均」は記入してください。また、成績証明書は前年度に取得した単位（教科）が分かるよう、必要に応じて補記してください。）

なお、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで記入してください。

<成績の評価換算について>

5段階評価で成績を記入してください。5段階によらない場合は、次の成績換算表により換算してください。

■ 10段階評価の場合

評 価	換算後の評価	評 価	換算後の評価
10	5.0	5	2.5
9	4.5	4	2.0
8	4.0	3	1.5
7	3.5	2	1.0
6	3.0	1	1.0

■ その他の評価の場合

評 価	換算後の評価
秀またはS	5.0
優またはA	4.5
良またはB	3.5
可またはC	2.5
不可またはD	2.0

イ 所見欄について

学力所見、人物所見、家庭状況所見の欄を必ず記入してください。所見欄に記載のない場合は、学力等を判断できないものとして、選考の対象としません。

家庭状況に関する所見は、分かる範囲で結構です。

(2) 新入生・転入生の場合

ア 学業成績について

学業成績の記入欄は、記入不要です。前在籍校による「成績証明書」を添付し、「別紙のとおり」と記入してください。

イ 所見欄について

前在籍校による「推薦証明書」を添付してください。前在籍校からの推薦証明書及び成績証明書を開封のうえ、確認していただき、所見に補足する必要がなければ、「推薦証明書のとおりに奨学生として適当と認め、推薦します。」と記入いただければ結構です。

ウ 前在籍校から「成績証明書」及び「推薦証明書」が提出されない場合

前在籍校から、卒業後5年以上経過等のために「成績証明書」及び「推薦証明書」が提出されない場合は、「成績不発行証明書」の添付が必要になります。

後日、貴校における最初の成績が出てから、「推薦調書」に学業成績と所見欄を記入し、追加書類としてご提出ください（学業成績及び所見欄の記入方法は「(1) 在学生の場合」と同様です）。

(3) その他

推薦調書の推薦者としての「学校長」名は、大学の場合は学部長、研究科長に替えることもできます。